

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社NIPPO	9010001034987	東京都中央区京橋1丁目19番11号	R7.4.11 ~ R7.7.18 (10週間と1ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社NIPPOは、国土交通省が発注した複数の工事において、発注者との協議を経ずに、契約図書で指定されたアスファルト合材とは異なる合材を使用していた。これらの工事において、株式会社NIPPOの系列プラント会社は、製造した「再生アスファルト合材」の出荷伝票に「新規アスファルト合材」と明示したうえで株式会社NIPPOへ出荷していた。株式会社NIPPOは同プラント会社より報告を受けており、同社から納入されたアスファルト合材が新規アスファルト合材でなければならないのに再生骨材を含む可能性を認識できたが、同社による上記の行為を防止するための適切な対応を怠り、結果回避義務を果たさなかった。 また、同プラント会社による他社への同様のアスファルト合材の不正納入について、株式会社NIPPOと同プラント会社は密接な資本・人的関係にあり、前述のとおり、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたにも関わらず、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。 このことが「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽一丁目7番27号	R7.4.11 ~ R7.7.10 (3ヵ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	鹿島道路株式会社は、有資格業者である当該者が受注した工事について、発注者との協議を経ずに、契約図書で指定されたアスファルト合材とは異なる合材を使用し、粗雑工事を行った。また、当該者によるアスファルト合材の納入について、発注者の指定と異なる合材の納入及び事実と異なる出荷伝票が社内にて容認されており、不適切な体制となっていた。 このことが「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。